

1999年7月5日

外務省国際社会協力部地球規模問題課 御中
通商産業省貿易局輸入課 御中
同 輸出課 御中
環境庁自然保護局野生生物課 御中

日本インドネシア・オランウータン保護調査委員会

〒214-0038 川崎市多摩区生田 5-11-8 : 044-955-7406

代表 鈴木 晃 (国際霊長類保護連盟日本代表)

地球生物会議 (ALIVE)

〒113-0022 文京区千駄木 1-20-4-1F : 03-5815-7522

代表 野上ふさ子

野生生物保全論研究会 (JWC S)

〒105-0001 港区虎ノ門 2-5-4-7F : 03-3595-1171

事務局長 坂元雅行

オランウータン等の違法取引事犯に関する要望書

1999年5月24日、大阪のペットショップ「梅田ワンワンランド」の経営者と店主が、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下、「種の保存法」といいます)違反の容疑で逮捕されました。さらに、それら経営者に対して個体を譲渡したとされる者に対し、同年7月4日までには外為法違反及び種の保存法容疑で逮捕状が発布されたと報道されています(1999年7月5日朝日新聞)

日本は、ワシントン条約規制対象種の合法的輸入につき世界第2位、国民一人当たりの輸入件数で世界第1位であり、巨大な取引市場を擁する「野生生物消費大国」です。そのため、象牙、鼈甲、虎骨を含有した漢方薬等野生生物の身体部分・製品の他、ペットとする目的等での生きた野生生物の違法取引が後を絶ちません。

本件は、以上の背景の下でワシントン条約及び種の保存法の規制対象種の違法取引が跋扈していることを改めて示しました。さらに、この種の事犯が組織犯罪的背景をもち、その根が深いことも明らかとなりました。

また、本件ではわが国をはじめ、生きた個体が捜査機関により押収されました。原産国と目されるインドネシア政府は、しかるべき段階で返送を求めていく意向を示しております。ところが、種の保存法16条の措置命令(外為法に違反した輸入者及びその者から情を知って譲り受けた者に対する原産国等への返送命令)については、これまで適用例がありません。その意味で、本件の個体の処遇それ自体が重要であることは勿論、ワシントン条約違反(外為法違反)の個体の返送に関する国の対応が極めて注目されます。

以上の点をふまえ、次のとおり要望します。

要望事項

- 1 今回密輸の対象となったわが国等については、原産国政府、日本政府関係機関及び NGO と協力の上、原産国への返送の手順、方法等の検討に緊急に着手し、速やかな返送を実現すること
- 2 今後の同種事案発生に備え、外為法に違反して国内に持ち込まれた希少野生動植物種を原産国に返送あるいは密輸入者等に返送させるための一般的な手続整備を進めること
- 3 外為法に違反して希少野生動植物種を密輸した者、その者から情を知ってそれを譲り受けた者、希少野生動植物種の販売目的での陳列を行う者等に対し、報告徴収・立入検査及び措置命令を効果的に実施・発令するため、情報収集、人員配置を含めた所要の措置をとること
- 4 希少野生動植物種の譲渡等を業とする者に対する業の届出制を設け、それらの者に必要な指示を与え、指示違反に対しては業務停止を命じられるよう法改正を行うこと
- 5 野生動植物種の違法取引事犯に対する効果的対策を図るため、警察庁、検察庁と継続的・緊密な連携をとること
- 6 ペット・鑑賞目的で、絶滅のおそれのある野生動植物種を販売、陳列、購入、飼育等することが、それらの違法取引を引き起こす原因となっていることについて、業者に対する指導及び消費者に対する普及啓発を徹底すること。

以上